

グリーンイノベーション基金事業の 運営について

2024年11月13日

G Xグループ

目次

＜議決事項＞

1. 技術流出防止策について

（１）技術情報管理強化

（２）技術移転防止（事前相談）

2. その他基本方針の改定について

＜報告事項＞

3. 予見性のない環境変化への対応状況について

1. 技術流出防止策について

(1) 技術情報管理強化

背景

- 令和6年6月4日に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議において、「**経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～**」が取りまとめられた。
- 提言では、以下のような対応が必要であるとしている。
 - 経済安全保障推進法に基づくサプライチェーン強靱化の取組においては、我が国が優位性を有する特定重要物資やその部素材について、国から資金支援を行う場合、一定の技術流出防止措置を求めている。
 - このような背景の中、**研究開発成果を企業等で社会実装することを見据えたもの**を念頭に、**国が支援を行う研究開発プログラム**に関しても、我が国の技術優位性の強化を目指す技術領域及び将来の我が国の技術優位性の創出を目指す技術領域における**研究開発成果の技術流出防止の対策が必要**

(参考) 経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言

※一部抜粋

2. 経済安全保障上の重要技術の研究開発成果の社会実装に向けた技術流出防止策について

(2) 国が支援を行う研究開発プログラムに関する入口から出口までの段階に応じた技術流出防止策の検討

- 経済安全保障推進法に基づくサプライチェーン支援においても、我が国が優位性を有する特定重要物資やその部素材について、国から資金支援を行う場合、一定の技術流出防止措置を求めているところ。
- 国が支援を行う研究開発プログラムに関しても、入口から出口までの段階に応じた対策が必要。
- 具体的には、主に、
 - A)破壊的技術革新が進む技術をはじめ、将来の技術優位性の創出を目指す技術領域
 - B)我が国が技術優位性を持つ技術領域のうち、既に一定の技術流出防止措置を求めている特定重要物資を除く領域として各府省が支援し、決定する社会実装を見据えた研究開発プログラムを対象領域とすべき。

①該当する研究開発プログラムにおける求められる技術流出防止措置要件

- 対象技術は、社会実装を見据えた研究開発を行うものであることに鑑み、国の支援を受けて行う研究開発の成果及びその活用の際に必要な技術の設計・生産・利用の各段階において有用かつ中核的な技術（ソフトウェアを含む）（「コア重要技術」）及びコア重要技術の実現に直接寄与する技術（「コア重要技術等」）のうち非公知のものとすることが考えられる。
- 技術流出防止措置要件としては、経済安全保障推進法に基づくサプライチェーン支援における措置を踏まえ、リスクに応じ、オープンソース・デュー・ディリジェンス等の技術流出防止措置を行うことが有効。その際、（ア）から（ウ）までに挙げるような、事業や研究開発の国際化を前提にした上での企業等での独自の取組による営業秘密管理強化の好事例を参考にすることも考えられる。

（ア）技術へのアクセス管理

（イ）技術にアクセス可能な従業員の管理

（ウ）取引先（共同研究パートナー等のサードパーティを含む）における管理

（ア）から（ウ）まで共通リスクマネジメントの観点からのデュー・ディリジェンス※、モニタリング等の仕組み

（※一例として、秘密保持契約の締結、本人からの情報開示、本人による情報管理等に関する誓約の取得、オープンソース・デュー・ディリジェンス）

グリーンイノベーション基金事業における現状の関連規定

- 基本方針では、「基金事業の開発成果の社会実装に際しては、国内産業に十分な付加価値を生み出すことや用途、**国外への技術流出リスク等について十分に留意**する。」としている。
- 他方で、実施者に対して、**具体的かつ効果的な技術流出防止の取組が明示されていないため、当該取組を明確化することが必要**

「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」における記載

3. 支援対象

(5) 実施主体 ※抜粋

また、我が国の産業競争力強化の観点から、我が国技術の国際競争力や海外における類似の研究開発動向を分析した上で、**国内経済への波及効果が期待される場合には、海外の先端技術の取り込みや国際共同研究・実証を推進**する。他方で、基金事業の開発成果の社会実装に際しては、**国内産業に十分な付加価値を生み出すことや用途、国外への技術流出リスク等について十分に留意**する。具体的には、プロジェクトの実施場所及びプロジェクト後の成果活用場所に国内を含むことを求めるほか、開発された技術が海外で武器に転用されないよう、プロジェクトの実施者に輸出管理体制の整備を求める等の安全保障上の配慮は当然として、海外企業がプロジェクトの実施者となる場合には、新たに取得する知的財産はNEDOとの共有とし、当該海外企業とNEDOの持分の合計のうち50%以上の持分はNEDOに帰属させる。

実施者に新たな対応を求める事項（案）

決議事項①

- ・ 現状の規定を踏まえつつ、提言に対応する観点から、実施者に以下の対応を求める。

①「コア重要技術等」の特定

②「コア重要技術等」の流出を防止するための具体的な取組

（ア）コア重要技術等へのアクセス管理

（イ）コア重要技術等にアクセス可能な従業員の管理

（ウ）取引先（共同研究パートナー等のサードパーティを含む。）における
管理

（エ）各管理状況に関する報告

①コア重要技術等について（詳細）

コア重要技術等

研究開発プログラムにおける、

- 当該研究開発の成果（ソフトウェアを含む）
- その活用の際に必要な技術の設計・生産・利用の各段階において有用かつ中核的な技術（ソフトウェアを含む）
- コア重要技術の実現に直接寄与する技術

のうち、非公知のもの

コア重要技術

コア重要技術等

<イメージ例>

- ・ ○○素材の生産の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する温度・湿度条件
- ・ ○○プログラムを設計する段階において必ず使用され、かつ性能を決定するデータ 等

<各用語の定義>

「当該研究開発の成果」：国による資金を用いて実施した研究開発プログラムによって研究開発される技術（技術流出した際に、我が国の技術優位性の強化又は創出に影響があるもの）

「研究開発成果の活用の際に必要な技術」：研究開発の成果を用いた製品・サービス化等の際に必要な研究開発成果以外の技術。例えば、製品化の際に必要な製造設備やソフトウェア等

「設計の段階において有用かつ中核的な技術」：設計の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術

「生産の段階において有用かつ中核的な技術」：生産の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術

「コア重要技術の実現に直接寄与する技術」：その技術を知ることによってコア重要技術が漏洩する可能性がある技術。例えば、コア重要技術の開発手順や設計・生産に必須となる製造装置などのパラメータ設定、サンプルの試験方法や計測法、原材料の配合などのノウハウが該当

② 「コア重要技術等」の流出を防止するための具体的な取組（詳細）

（ア）コア重要技術等へのアクセス管理

- コア重要技術等にアクセス可能な従業員を必要最小限の範囲に制限し、及び適切な管理を行うために必要な体制や規程（社内ガイドライン等含む。）を整備すること。

（イ）コア重要技術等にアクセス可能な従業員の管理

- （ア）に規定する従業員に対し相応の待遇（賃金、役職等の向上）を確保する等の手段により、当該従業員の退職等を通じたコア重要技術等の流出を防止する措置を講じるとともに、当該従業員が退職する際にはコア重要技術等に関する守秘義務の誓約を得ること。
- 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係する法律の諸規定に十分配慮しつつ、退職後の競業避止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。

（ウ）取引先（共同研究パートナー等のサードパーティを含む。以下同じ。）

における管理

- 国の支援を受けて研究開発を実施する者（以下「受託者等」という。）ではなく、取引先がコア重要技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア重要技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。
- 当該取引先に対しても、（ア）及び（イ）に相当する内容の措置を講じることが求め、その履行状況を定期的にレビューする等、取引先からのコア重要技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）及び下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）の諸規定に十分配慮すること。

（エ）各管理状況に関する報告

- 上記（ア）から（ウ）までの措置状況について、提案時に加え、モニタリングを行うWGやNEDOの技術・社会実装推進委員会を開催する際に提出する事業戦略ビジョンに記載すること（NEDOから提示するフォーマットに従って記載すること）

※（ア）～（ウ）については、提言内容を踏まえて
国家安全保障局が例示した内容と同一

実施者による具体的な報告プロセス（案）

決議事項①

- 情報漏洩防止の観点から、実施者が特定した「コア重要技術等」の詳細な内容及びアクセス管理等に関する詳細な取組内容を報告文書に記載することは求めず、**チェックリスト形式のフォーマット**に記載したものを**事業戦略ビジョン**に組み入れていただく。
- 応募時**に加え、モニタリングを行う**分野別WG**やN E D Oの**技術・社会実装推進委員会**を開催する際に提出する事業戦略ビジョンには**更新内容を記載**いただく。

チェックリストのイメージ

取組事項	①対応済	②未対応	②の場合：現在の取組状況及び対応完了予定時期
コア重要技術等を特定している。	○		
コア重要技術等にアクセス可能な従業員を必要最小限の範囲に制限している。	○		
コア重要技術等の適切な管理を行うために必要な体制や規程（社内ガイドライン等含む。）を整備している。		○	・ 体制構築は実施済 ・ 規程整備については策定作業中。24年12月までに完了予定
...			

具体的な確認プロセス（案）

決議事項①

- ・ 事業戦略ビジョンに記載された**取組状況・取組内容が不十分**であると評価しうる場合は、モニタリングを行う**WG**において**実施者に対する改善点を指摘**
- ・ 改善点が指摘された事業年度の**翌事業年度**においても、**十分な対応が見られない場合**には、**WGは、事業の中止に係る意見を決議**
- ・ **対象は、実施中の事業を含む全事業とする。**

（２）技術移転防止（事前相談）

背景

- 経済安全保障推進法では、**国民の生存に必要不可欠な又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資**について、**特定重要物資として指定し、その安定供給確保に取り組む民間事業者等を支援**することを通じて、特定重要物資の**サプライチェーンの強靱化**を図ることとしている。
- 指定物資ごとに「**安定供給確保を図るための取組方針**」が定められており、支援対象に技術開発を含む物資等については「**技術流出防止措置**」の**対応**を事業者に求めている。
- 同措置には、前記「技術情報管理強化」と同等の内容のほか、**技術移転（防止）等に係る措置**も含まれている。

(参考) 半導体に係る安定供給確保を図るための取組方針

※一部抜粋

第6節(3) 技術流出防止措置

(工) 技術移転等

コア技術等の技術移転により取組対象物資の外部依存・供給途絶に陥る蓋然性が高まることのないようにすること。

特に、申請者若しくはそのグループ会社が、他者若しくは他国に対し、以下に掲げるいずれかの行為を行うに当たって、以下①又は②に該当する場合は、当該行為を実施する前に、十分な時間的余裕をもって経済産業省に事前に相談をすること。

① コア技術等の強制的な技術移転のおそれがあること又は次に掲げる他者の属性によりコア技術等の流出のおそれがあることを申請者が知った場合

イ 過去五年間において、国際連合の決議その他国際的な基準に違反した実績がある者

ロ 外国政府等による影響を受けて事業を行う者

②①に掲げるおそれがあるとして経済産業省から事前相談をすべき旨の連絡を受けた場合

＜他者又は他国に対する行為＞

(i) 他者（申請者の子会社を含む。以下同じ。）に対し、コア技術等に係る知的財産権を移転する、供給確保計画の認定の対象とする取組に係る事業を譲渡する等、コア技術等そのものを移転する

(ii) 他者に対し、コア技術等を提供する

(iii) 他者と、コア技術等に関する共同研究開発を行う

(iv) 他国において、コア技術等に係る研究開発を行う

(v) 他国において、供給確保計画の認定の対象とする品目のうちコア技術等を用いたものを生産する拠点を建設し、又は既存の生産拠点における設備投資を行い、結果として当該生産拠点における当該品目の製造能力が10%を超える割合で増強する（ただし、当該生産拠点で生産する当該品目の85%以上が当該他国で消費される場合を除く。）

グリーンイノベーション基金事業における同様の措置の要否

- 以下の事由により、**本基金事業においてもコア重要技術等について同様の措置が必要**ではないか。
 - ①**長期間かつ比較的大規模な予算支援**を行うものであること
 - ② G X 実現に向けて**我が国の技術優位性の創出及び当該技術の流出・拡散防止を図る必要**があること

実施者に新たな対応を求める事項（案）

決議事項①

- 実施者又はそのグループ会社が、他者又は他国に対し、以下に掲げるいずれかの行為を行うに当たって、以下①又は②に該当する場合は、当該行為を実施する前に、十分な時間的余裕をもって担当省庁に事前に相談をすること。

① コア重要技術等の強制的な技術移転のおそれがあること又は次に掲げる他者の属性によりコア重要技術等の流出のおそれがあることを申請者が知った場合

イ 過去五年間において、国際連合の決議その他国際的な基準に違反した実績がある者

ロ 外国政府等による影響を受けて事業を行う者

②①に掲げるおそれがあるとして担当省庁から事前相談をすべき旨の連絡を受けた場合

＜他者又は他国に対する行為＞

- （i）他者（実施者の子会社を含む。以下同じ。）に対し、コア重要技術等に係る知的財産権を移転する、研究開発・社会実装計画の対象とする取組に係る事業を譲渡する等、コア重要技術等そのものを移転する
- （ii）他者に対し、コア重要技術等を提供する
- （iii）他者と、コア重要技術等に関する共同研究開発を行う
- （iv）他国において、コア重要技術等に係る研究開発を行う
- （v）他国において、コア重要技術等を用いた製品等を生産する拠点を建設し、又は既存の生産拠点における設備投資を行い、結果として当該生産拠点における当該製品等の製造能力が10%を超える割合で増強する（ただし、当該生産拠点で生産する当該製品等の85%以上が当該他国で消費される場合を除く。）

実施者による具体的な報告プロセス（案）

決議事項①

- ・ 担当省庁への事前相談の要否について確認した結果等について、**事業戦略ビジョン更新時に記載**いただく。（更新時：モニタリングを行う**分野別WG**やNEDOの**技術・社会実装推進委員会**の開催時）

記載のイメージ

（例１）外国企業との共同研究等は特段行っていない。

（例２）２０２４年度においては、外国企業Ａ社（Ｘ国籍）との共同研究を実施したが、要件に該当するような者ではなく、●●に係る基礎検討において助言をいただいたものであり、コア重要技術等の提供は行っていない。

違反時の対応（案）

決議事項①

- ・ **事業戦略ビジョンに記載された内容と反する事実**が確認された場合は、実施者に対して**是正を求める**。
- ・ 当該違反内容の**重大性・緊急性**等によっては、是正要請を経ずに**事業の取消等を行うことも可能**とする。
- ・ 対象は、**令和7年度以降に開始する全事業及び同年度以降にステージゲート通過後の契約変更等を行う全事業（※）**とする。

※現在実施中の事業についても、技術移転防止（事前相談）の対応は実施者に求めることとする。

（１）及び（２）に係る例外に係る考え方（案）

決議事項①

- 分野、事業規模、実施者の類型等による**例外は設けない**こととする。

分野による例外

- 提言では、「破壊的技術革新が進む技術をはじめ、将来の技術優位性の創出を目指す技術領域」を例示しているが、詳細な分野の規定はしていない。
- グリーンイノベーション基金事業として現在実施中の「P」について、「上記例示に該当しない」と明確に説明する分野はないものと考えられるため、分野による例外を設ける必要はないのではないか。

事業規模・実施者の類型による例外

- 国家安全保障局は、目安として、支援額が少なくとも年間10億円以上のものについては対象とすることが考えられるとしており、10億円未満の事業については各府省において対象とする必要性を含めて検討されたい、としている。
- グリーンイノベーション基金事業においては、年間10億円を超える事業が多数を占めていることに加え、コンソーシアムにスタートアップや中小企業が含まれる場合であっても、そうした事業者を例外とした場合に「抜け穴」となってしまうことは防ぐ必要がある。従って、事業規模や実施者の類型による例外を設ける必要はないのではないか。

G I 基金事業における技術流出防止策について（概要）

- 国外への技術流出リスク等への対応を一層強化するため、以下の措置を講ずる

	技術情報管理強化	技術移転防止（事前相談）
実施者に求める事項（概要）	①「コア重要技術等」の特定 ②「コア重要技術等」の流出防止 （ア）アクセス管理 （イ）アクセス可能な従業員の管理 （ウ）取引先における管理	●担当省庁への事前相談（以下の場合） 強制的な技術移転・流出のおそれがある場合であって、 コア重要技術等について以下の行為を行う場合 ・他者への知財権の移転、技術の移転、技術の提供 ・他者との共同研究開発 ・他国での研究開発 ・他国での生産拠点建設・設備投資
措置理由	経済安全保障法制に関する有識者会議における提言等を踏まえた対応	①長期間かつ比較的大規模な予算支援を行う基金事業であること ②G X実現に向けて我が国の技術優位性の創出及び当該技術の流出・拡散防止を図る必要があること 等を踏まえた対応 ※経済安保推進法に基づく特定重要物資に係る安定供給確保支援基金において類似措置あり
対象PJ	全PJ	全PJ
適用時期	措置決定後、随時	措置決定後、随時
執行管理	取組が不十分と考えられる場合はWGにて改善指摘→翌年度にWGで確認→対応不十分の場合は事業中止	不履行時にはその深刻度・緊急性等に応じて事業取消等

基本方針の改定（案）（1／6）

決議事項①

3. 支援対象

（5）実施主体

（略）

また、我が国の産業競争力強化の観点から、我が国技術の国際競争力や海外における類似の研究開発動向を分析した上で、国内経済への波及効果が期待される場合には、海外の先端技術の取り込みや国際共同研究・実証を推進する。他方で、基金事業の開発成果の社会実装に際しては、国内産業に十分な付加価値を生み出すことや用途、国外への技術流出リスク等について十分に留意する。具体的には、プロジェクトの実施場所及びプロジェクト後の成果活用場所に国内を含むことを求めるほか、開発された技術が海外で武器に転用されないよう、プロジェクトの実施者に輸出管理体制の整備を求める等の安全保障上の配慮は当然として、海外企業がプロジェクトの実施者となる場合には、新たに取得する知的財産は NEDO との共有とし、当該海外企業と NEDO の持分の合計のうち 50% 以上の持分は NEDO に帰属させる¹¹。特に、国外への技術流出を防止するための具体的な取組については、後述の「5. 事業を円滑かつ確実に実施するための措置」を講ずることを求める。

（略）

4. 成果最大化に向けた仕組み

（2）コミットメントを高める仕組みの導入

①取組状況が不十分な場合の事業中止・国費負担額の一部返還

WG は、経営者のコミットメントを含めた事業推進体制が不十分である¹⁶（例えば、WG への参加要請の拒否、マネジメントシートの未記入・未公表、目標達成に必要な事業推進体制が未整備、技術流出防止に係る取組の未実施等）と判断した場合に、実施者に対して改善点を指摘する。改善点が指摘された事業年度の翌事業年度においても、十分な対応が見られない場合には、WG は、事業の中止に係る意見を決議し、部会の最終決定を経て、NEDO は、この意見を踏まえて、企業等に対して、【（指摘を受けた事業年度の受領額）×（返還率）】の委託費の一部返還を求める（事業を中止した年度の経費は支払わない。また、補助事業の場合は、改善点の指摘後、改善が見られるまで補助金を支払わない。）。返還率は、目標の達成度や困難度、公益性等を考慮し、WG において 3 段階で評価する（例えば、10%、30%、50%）。

基本方針の改定（案）（2 / 6）

決議事項①

- （１）及び（２）の内容について、以下のとおり基本方針に大項目５を追加して対応

５．事業を円滑かつ確実に実施するための措置

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）に基づくサプライチェーン強靱化の取組においては、我が国が優位性を有する特定重要物資やその部素材について、国から資金支援を行う場合、一定の技術流出防止措置を求めている。

このような背景の中、**研究開発成果を企業等で社会実装することを見据えたもの**を念頭に、国際動向や国際化への対応も考慮し、「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」（令和６年６月４日「経済安全保障法制に関する有識者会議」）において、**国が支援を行う研究開発プログラム**に関しても、我が国の技術優位性の強化を目指す技術領域及び将来の我が国の技術優位性の創出を目指す技術領域における**研究開発成果の技術流出防止**のため、入口から出口までの段階に応じた対策が必要である旨とりまとめられた。

この提言等を踏まえ、本基金事業においては、以下の措置を講ずるものとする。

基本方針の改定（案）（3／6）

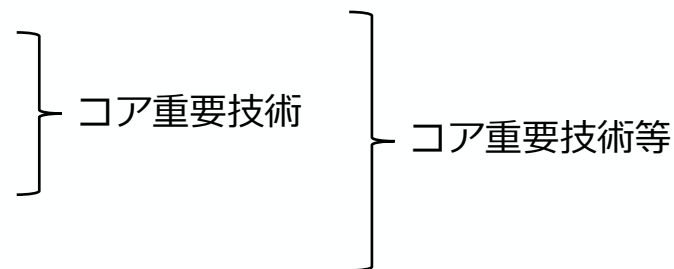
決議事項①

（1）技術情報管理強化

研究開発プログラムにおける、当該**研究開発の成果**及びその活用の際に必要な技術の設計・生産・利用の各段階において有用かつ中核的な技術（ソフトウェアを含む）（以下「コア重要技術」という。）、並びに、コア重要技術の実現に直接寄与する技術（以下「**コア重要技術等**（注1、2）」という。）のうち非公知のものについて、その**流出を防止するための措置が取られるよう求める**。

（注1）コア重要技術等についての補足説明は以下のとおり。

- 当該研究開発の成果（ソフトウェアを含む）
- その活用の際に必要な技術の設計・生産・利用の各段階において有用かつ中核的な技術（ソフトウェアを含む）
- コア重要技術の実現に直接寄与する技術



のうち、非公知のもの

「当該研究開発の成果」：国による資金を用いて実施した研究開発プログラムによって研究開発される技術（**技術流出した際に、我が国の技術優位性の強化又は創出に影響があるもの**）

「研究開発成果の活用の際に必要な技術」：研究開発の成果を用いた製品・サービス化等の際に必要な研究開発成果以外の技術。例えば、製品化の際に必要な製造設備やソフトウェア等

「設計の段階において有用かつ中核的な技術」：設計の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術

「生産の段階において有用かつ中核的な技術」：生産の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術

「コア重要技術の実現に直接寄与する技術」：その技術を知ることによってコア重要技術が漏洩する可能性がある技術。例えば、コア重要技術の開発手順や設計・生産に必須となる製造装置などのパラメータ設定、サンプルの試験方法や計測法、原材料の配合などのノウハウが該当

基本方針の改定（案）（4／6）

決議事項①

（注2）コア重要技術等の具体的なイメージ例は以下のとおり。

- ・〇〇素材の生産の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する温度・湿度条件
- ・〇〇プログラムを設計する段階において必ず使用され、かつ性能を決定するデータ など

具体的には、実施者に対し、コア重要技術等を特定した上で、以下（ア）から（ウ）までに掲げる技術流出防止措置を講ずることを求める。

（ア）コア重要技術等へのアクセス管理

コア重要技術等にアクセス可能な従業員を必要最小限の範囲に制限し、及び適切な管理を行うために必要な体制や規程（社内ガイドライン等含む。）を整備すること。

（イ）コア重要技術等にアクセス可能な従業員の管理

（ア）に規定する従業員に対し相応の待遇（賃金、役職等の向上）を確保する等の手段により、当該従業員の退職等を通じたコア重要技術等の流出を防止する措置を講じるとともに、当該従業員が退職する際にはコア重要技術等に関する守秘義務の誓約を得ること。また、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係する法律の諸規定に十分配慮しつつ、退職後の競業禁止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。

（ウ）取引先（共同研究パートナー等のサードパーティを含む。以下同じ。）における管理

実施者ではなく、取引先がコア重要技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア重要技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、（ア）及び（イ）に相当する内容の措置を講じることが求め、その履行状況を定期的にレビューする等、取引先からのコア重要技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）及び下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）の諸規定に十分配慮すること。

基本方針の改定（案）（5 / 6）

決議事項①

また、上記（ア）から（ウ）までの措置状況について、応募時に加え、モニタリングを行うWGやNEDOの技術・社会実装推進委員会を開催する際に提出する事業戦略ビジョンに記載することを実施者に求める。

上記の取組状況が不十分な場合には、4.（2）①を準用し、WGが実施者に対して改善点を指摘し、改善点が指摘された翌事業年度においても十分な対応が見られない場合は事業の中止に係る意見を決議し、国費負担額の一部返還を求める。

（2）技術移転防止（事前相談）

経済安全保障推進法では、国民の生存に必要不可欠な又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資について、特定重要物資として指定し、その安定供給確保に取り組む民間事業者等を支援することを通じて、特定重要物資のサプライチェーンの強靱化を図ることとしている。

同制度では、指定物資ごとに「安定供給確保を図るための取組方針」が定められており、支援対象に技術開発を含む物資等については「技術流出防止措置」の対応を事業者に求めているが、同措置には、上記（1）技術情報管理強化と同等の内容のほか、技術移転防止に係る措置も含まれている。

本基金事業は、長期間かつ比較的大規模な予算支援を行うものであること、及びG X実現に向けて我が国の技術優位性の創出及び当該技術の流出・拡散防止を図る必要があることから、上記（1）の措置に加え、以下の技術移転防止に係る措置を講ずることを実施者に求める。

実施者又はそのグループ会社が、他者又は他国に対し、以下に掲げるいずれかの行為を行うに当たって、以下①又は②に該当する場合は、当該行為を実施する前に、十分な時間的余裕をもって担当省庁に事前に相談をすること。

①コア重要技術等の強制的な技術移転のおそれがあること又は次に掲げる他者の属性によりコア重要技術等の流出のおそれがあることを申請者が知った場合

イ 過去五年間において、国際連合の決議その他国際的な基準に違反した実績がある者

ロ 外国政府等による影響を受けて事業を行う者

基本方針の改定（案）（6／6）

決議事項①

②①に掲げるおそれがあるとして担当省庁から事前相談をすべき旨の連絡を受けた場合

＜他者又は他国に対する行為＞

- （i）他者（実施者の子会社を含む。以下同じ。）に対し、コア重要技術等に係る知的財産権を移転する、研究開発・社会実装計画の対象とする取組に係る事業を譲渡する等、コア重要技術等そのものを移転する
- （ii）他者に対し、コア重要技術等を提供する
- （iii）他者と、コア重要技術等に関する共同研究開発を行う
- （iv）他国において、コア重要技術等に係る研究開発を行う
- （v）他国において、コア重要技術等を用いた製品等を生産する拠点を建設し、又は既存の生産拠点における設備投資を行い、結果として当該生産拠点における当該製品等の製造能力が10%を超える割合で増強する（ただし、当該生産拠点で生産する当該製品等の85%以上が当該他国で消費される場合を除く。）

実施者に対しては、上記事前相談の要否について確認した結果等について、WGやNEDOの技術・社会実装推進委員会を開催する際に提出する事業戦略ビジョンに記載することを求める。

事業戦略ビジョンに記載された内容と反する事実が確認された場合は、実施者に対して是正を求めることとするが、当該違反内容の重大性・緊急性等によっては、是正要請を経ずに事業の取消等を行うことも可能とする。

2. その他基本方針の改定について

その他の事情による基本方針の改定

決議事項②

- ・ 令和6年7月1日の組織改編により、エネルギー・環境イノベーション戦略室はGXグループの所掌となったため、該当箇所の修正を行う。
- ・ また、基本方針内の法律名に誤りが見つかったため、該当箇所の修正を行う。

基本方針の改定案

3. 支援対象

(2) 資金配分方針

(略)

なお、事業費及び管理費の使用状況は、経済産業大臣が、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律⁸に基づき、毎事業年度、国会に報告する。また、基金を用いて、プロジェクトに対する出資や融資は行わない。

5-6. 実施体制

(1) 各主体の役割

【C：経済産業省（産業技術環境局GXグループ）】

①～④ (略)

⑤科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく、基金事業の執行状況にかかる国会報告関連事務

3. 予見性のない環境変化への対応状況について 【報告事項】

背景

- 第13回及び第14回グリーンイノベーションプロジェクト部会において、「**予見性のない環境変化への対応**」に係る予算措置の考え方等について決議いただいた。
- 対応状況に進展があったため、このたび報告したい。

予算措置の考え方

1. 当初積算（見積り等）から客観的に環境変化の影響を確認できる費用を対象とする。
2. 本対応による追加予算は、原則として
 - ①国内取引については当初費用の 20%
 - ②海外取引については当初費用の 60%を上限に算出するものとし、これを超えて真に支援が必要なものについては、個別に審査の上、当初費用の100%までの追加を認める。
3. 各プロジェクトへの追加の必要性については、各WGにて厳格に精査し、上記「1.」及び「2.」の条件を満たす費用に対してのみ追加の予算措置を認める。その際、基金残額ではすべての資金需要を満たすことが難しい場合、経済産業省において基金の積み増しに努めるとともに、個々のプロジェクトの事情を勘案し、その政策的効果の高いものから順に予算を追加する。
4. 現行の取組内容に基づき必要経費として計上されている費用以外は、追加対象とは認めない。

(参考) 予算の増額

- 機械装置等費、燃料・ガス代、電気代は、上昇率が大きく、かつグリーンイノベーション基金の性質上、事業の継続性、規模やスピードの維持、安全性を含むデータ信頼性の担保等、事業推進の根幹に関わる費用であることから、①国内取引については当初費用の20%、②海外取引については当初費用の60%、を超える費用について増額分の充当を実施することを決議

(企業の例)

I. 機械装置等費

1. 土木・建築工事費
2. 機械装置等製作・購入費
3. 保守・改造修理費

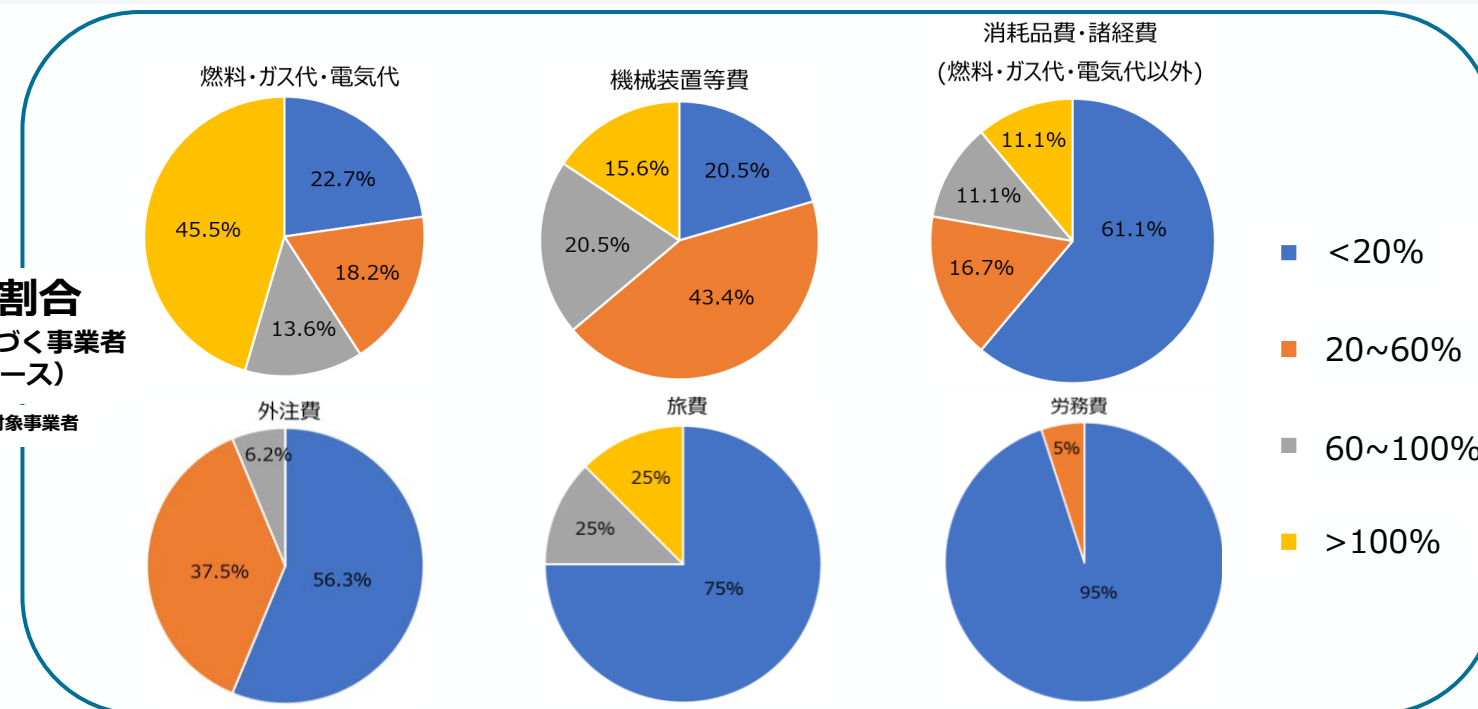
II. 労務費

III. その他経費

1. 消耗品費
2. 旅費
3. 外注費
4. 諸経費

上昇率の割合
(算定ルールに基づく事業者
*からの申請ベース)

*WG2, 3の対象事業者



→ 機械装置等費、燃料・ガス代、電気代については①国内取引については当初費用の20%、②海外取引については当初費用の60%、を超える費用について、当初費用の100%まで増額分を充当

対応状況

- 1 1プロジェクトのうち、以下の7プロジェクトが対象のエネルギー構造転換分野WGを10月29日に開催し、予算増額等について決議
- 残りの4プロジェクトについては、年内を目途に産業構造転換分野WGを開催し、予算措置に係る審議を実施予定

予算措置の状況（エネルギー構造転換分野WG）

* 研究開発・社会実装計画における予算上限額から公募実施後に決定した実施者に対する国費負担額の上限総額を差し引いた残額

プロジェクト名	A.国費負担上限額総額 (増額前)	B.予見性のない 環境変化への対応に関する増額	C.予算残額* からの充当額	D.国費負担上限額総額 (増額後) D=A+B-C	E.増加額 E=D-A =B-C	F.増加率 F=D/A
大規模水素サプライチェーンの構築	3150	95.0	0.0	3245.0	95.0	103.0%
再エネ等由来の電力を活用した水電解による水素製造	708.3	13.2	0.0	721.5	13.2	101.9%
燃料アンモニアサプライチェーンの構築	688	118.7	94.0	712.7	24.7	103.6%
CO ₂ 等を用いたプラスチック原料製造技術開発	1435	136.7	31.4	1540.3	105.3	107.3%
CO ₂ 等を用いた燃料製造技術開発	1152.8	539.2	7.1	1684.9	532.1	146.2%
CO ₂ を用いたコンクリート等製造技術開発	567.8	15.7	17.1	566.4	-1.4	99.8%
CO ₂ の分離回収等技術開発	382.3	20.4	0.0	402.7	20.4	105.3%
WG 2※：計	8084.2	938.9	149.6	8873.5	789.3	109.8%

※WG2のうち増額対象プロジェクトのみの合計

A~Eの単位：億円

(参考) 対象プロジェクト

11プロジェクト

- ・ 大規模水素サプライチェーンの構築
- ・ 再エネ等由来の電力を活用した水電解による水素製造
- ・ 燃料アンモニアサプライチェーンの構築
- ・ CO₂等を用いたプラスチック原料製造技術開発
- ・ CO₂等を用いた燃料製造技術開発
- ・ CO₂を用いたコンクリート等製造技術開発
- ・ CO₂の分離回収等技術開発
- ・ スマートモビリティ社会の構築
- ・ 次世代航空機の開発
- ・ 次世代船舶の開発
- ・ バイオものづくり技術によるCO₂を直接原料としたカーボンリサイクルの推進

第26回エネルギー構造転換分野WG（令和6年10月29日開催）において、予見性のない環境変化への対応に係る予算増額等について議決済み

年内に産業構造転換分野WGを開催し、予見性のない環境変化への対応に係る予算増額等について審議予定

(参考) 研究開発・社会実装計画の改定

- ・ 予見性のない環境変化への対応に伴い研究開発・社会実装計画の予算について改定を実施
- ・ 残額（予算額から公募実施後に決定した実施者に対する国費負担額の総額を差し引いた残額）がある場合は相殺して増額を実施

大規模水素サプライチェーンの構築

*研究開発・社会実装計画における予算額から公募実施後に決定した実施者に対する国費負担額の総額を差し引いた残額

A～Eの単位：億円

研究開発項目・内容	A.国費負担 上限額総額 (増額前)	B.予見性のない環境変化への 対応に関する増額	C.予算残額* からの充当額	D.国費負担 上限額総額 (増額後) $D=A+B-C$	E.増加額 $E=D-A$	F.増加率 $F=D/A$
【研究開発項目1】国際水素サプライチェーン技術の確立及び液化水素関連機器の評価基盤の整備（研究開発内容①）水素輸送技術等の大型化・高効率化技術開発・実証	2550	0	0	2550	0	100.0%
（研究開発内容②）液化水素関連材料評価基盤の整備	30	1.3	0	31.3	1.3	104.3%
（研究開発内容③）革新的な液化、水素化、脱水素技術の開発	150	80.5	0	230.5	80.5	153.7%
【研究開発項目2】水素発電技術（混焼、高混焼、専焼）の実機実証	410	13.2	0	423.2	13.2	103.2%
【社会実装に向けた支援】	10	0	0	10	0	100.0%
計	3150	95	0	3245	95.0	103.0%

(参考) 研究開発・社会実装計画の改定

第26回エネルギー構造転換分野WG
資料2より抜粋・一部加工

再エネ等由来の電力を活用した水電解による水素製造

*研究開発・社会実装計画における予算額から公募実施後に決定した実施者に対する国費負担額の総額を差し引いた残額

A～Eの単位：億円

研究開発項目・内容	A.国費負担 上限額総額 (増額前)	B.予見性のな い環境変化へ の対応に関す る増額	C.予算残額*か らの充当額	D.国費負担上 限額総額 (増額後) D=A+B-C	E.増加額 E=D-A	F.増加率 F=D/A
【研究開発項目1】水電解装置の大型化技術等の開発、Power-to-X 大規模実証	672	13.2	0	685.2	13.2	102.0%
【研究開発項目2】水電解装置の評価技術の確立	36.3	0	0	36.3	0	100.0%
計	708.3	13.2	0	721.5	13.2	101.9%

燃料アンモニアサプライチェーンの構築

【研究開発項目1】アンモニア供給コストの低減（研究開発内容①）アンモニア製造新触媒の開発・実証	206	35.8	0	241.8	35.8	117.4%
（研究開発内容②）グリーンアンモニア電解合成	26	0.02	0.02	26	0	100.0%
【研究開発項目2】アンモニアの発電利用における高混焼化・専焼化 （研究開発内容①）石炭ボイラにおけるアンモニア高混焼技術（専焼技術含む）の開発・実証	337	82.9	56.4	363.5	26.5	107.9%
（研究開発内容②）ガスタービンにおけるアンモニア専焼技術の開発・実証	119	0	37.6	81.4	-37.6	68.4%
計	688	118.72	94.02	712.7	24.7	103.6%

(参考) 研究開発・社会実装計画の改定

第26回エネルギー構造転換分野WG
資料2より抜粋・一部加工

CO₂等を用いたプラスチック原料製造技術開発

*研究開発・社会実装計画における予算額から公募実施後に決定した実施者に対する国費負担額の総額を差し引いた残額

A～Eの単位：億円

研究開発項目・内容	A.国費負担上限額総額 (増額前)	B.予見性のない環境変化への対応に関する増額	C.予算残額*からの充当額	D.国費負担上限額総額 (増額後) D=A+B-C	E.増加額 E=D-A	F.増加率 F=D/A
【研究開発項目 1】ナフサ分解炉の高度化技術の開発	166	70.9	0	236.9	70.9	142.7%
【研究開発項目 2】廃プラ・廃ゴムからの化学品製造技術の開発	493	65.8	4.8	554	61	112.4%
① 廃プラ・廃ゴムからエチレン、プロピレン、ブタジエン等基礎化学品製造技術の開発・実証						
② 廃タイヤからのカーボンブラック再生技術開発	93	0	0	93	0	100.0%
【研究開発項目 3】CO ₂ からの機能性化学品製造技術の開発	200	0	0	200	0	100.0%
【研究開発項目 4】アルコール類からの化学品製造技術の開発	169	0	0	169	0	100.0%
① グリーン水素（人工光合成）等からの化学原料製造技術の開発・実証						
② メタノール、エタノール等からの基礎化学品製造技術の開発・実証	314	0	26.6	287.4	-26.6	91.5%
計	1435	136.7	31.4	1540.3	105.3	107.3%

(参考) 研究開発・社会実装計画の改定

CO₂等を用いた燃料製造技術開発

*研究開発・社会実装計画における予算額から公募実施後に決定した実施者に対する国費負担額の総額を差し引いた残額

A~Eの単位：億円

研究開発項目・内容	A.国費負担上限額総額 (増額前)	B.予見性のない環境変化への対応に関する増額	C.予算残額*からの充当額	D.国費負担上限額総額 (増額後) D=A+B-C	E.増加額 E=D-A	F.増加率 F=D/A
(i) 合成燃料 【研究開発項目 1-①】 液体燃料収率の向上に係る技術開発	545.6	248.5	0	794.1	248.5	145.5%
【研究開発項目 1-②】 燃料利用技術の向上に係る技術開発	30	0	0	30	0	100.0%
(ii) 持続可能な航空燃料 (SAF) 【研究開発項目 2】 持続可能な航空燃料 (SAF) 製造に係る技術開発	299.5	218.3	7.1	510.7	211.2	170.5%
(iii) 合成メタン 【研究開発項目 3】 合成メタン製造に係る革新的技術開発	242.2	55.5	0	297.7	55.5	122.9%
(iv) グリーン LPG 【研究開発項目 4】 化石燃料によらないグリーンな LP ガス合成技術の開発	35.5	16.9	0	52.4	16.9	147.6%
計	1152.8	539.2	7.1	1684.9	532.1	146.2%

(参考) 研究開発・社会実装計画の改定

第26回エネルギー構造転換分野WG
資料2より抜粋・一部加工

CO₂を用いたコンクリート等製造技術開発

*研究開発・社会実装計画における予算額から公募実施後に決定した実施者に対する国費負担額の総額を差し引いた残額

A~Eの単位：億円

研究開発項目・内容	A.国費負担上限額総額 (増額前)	B.予見性のない環境変化への対応に関する増額	C.予算残額* からの充当額	D.国費負担上限額総額 (増額後) D=A+B-C	E.増加額 E=D-A	F.増加率 F=D/A
① コンクリート分野 【研究開発項目1】 CO ₂ 排出削減・固定量最大化コンクリートの開発	303.7	0.2	0	303.9	0.2	100.1%
【研究開発項目2】 CO ₂ 排出削減・固定量最大化コンクリートの品質管理・固定量評価手法に関する技術開発	55.7	0	8.4	47.3	-8.4	84.9%
② セメント分野 【研究開発項目3】 製造プロセスにおけるCO ₂ 回収技術の設計・実証	157	10.7	8.7	159	2	101.3%
【研究開発項目4】 多様なカルシウム源を用いた炭酸塩化技術の確立	51.4	4.8	0	56.2	4.8	109.3%
計	567.8	15.7	17.1	566.4	-1.4	99.8%

CO₂の分離回収等技術開発

① 天然ガス火力発電排ガスからの大規模CO ₂ 分離回収技術開発・実証	86.6	7.8	0	94.4	7.8	109.0%
② 工場排ガス等からの中小規模CO ₂ 分離回収技術開発・実証	272.2	9.1	0	281.3	9.1	103.3%
③ CO ₂ 分離素材の標準評価技術基盤の確立	23.5	3.5	0	27	3.5	114.9%
計	382.3	20.4	0	402.7	20.4	105.3%